

議第19号

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	374,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

6	710,000円
7	830,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例等の適用除外等）

第5条 三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第8条の2から第10条まで、第10条の3、第14条から第16条まで及び第17条の8の規定並びに三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年三島市条例第24号。以下「企業職員の給与条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3、第9条から第11条まで

及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第17条の3第1項及び第17条の5第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「勤勉手当及び」とあるのは「勤勉手当、」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）」及び三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年三島市条例第号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条の3第1項中「管理又は」とあるのは「管理若しくは」と、「「特定管理職員」という。）」とあるのは「「特定管理職員」という。）」又は三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第17条の5第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。）である特定任期付職員に対する企業職員の給与条例第2条第3項及び第12条の2第1項の規定の適用については、企業職員の給与条例第2条第3項中「退職手当」とあるのは「退職手当並びに三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年三島市条例第号）第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、企業職員の給与条例第12条の2第1項中「「特定管理職員」という。）」とあるのは「「特定管理職員」という。）」又は三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士